

富山高等専門学校図書館情報センター図書館利用規則

制 定 平成21年10月1日

改 正 平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、富山高等専門学校図書館情報センター規則第10条の規定に基づき、富山高等専門学校図書館情報センター図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 富山高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員（以下「教職員」という。）
- (2) 本校の学生（以下「学生」という。）
- (3) その他一般の利用者（以下「一般利用者」という。）

(図書館資料の種類)

第3条 図書館資料（以下「資料」という。）とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) その他資料として適当と認めるもの

2 前項第1号から第3号のうち教材又は事務用として使用するものについては資料としない。

(開館日及び開館時間)

第4条 図書館の開館日は、月曜日から土曜日までとする。

2 図書館の開館時間は、別に定める。

(休館日)

第5条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 休業期間中の土曜日
- (4) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
- (5) 図書館情報センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めた日

(閲覧)

第6条 利用者は、閲覧室及び書庫内の資料を自由に閲覧することができる。

2 利用者は、閲覧中の資料を無断で閲覧室の外に持ち出してはならない。

- 3 利用者は、閲覧を終了した時又は閉館時間になった時に速やかに閲覧中の資料を所定の配架位置に収納しなければならない。

(貸出)

第7条 教職員及び学生が貸出しを受けるときは、身分証明書又は学生証を提示しなければならない。

- 2 資料の貸出冊数及び貸出期間は、別に定める。
- 3 貸出しを受けた資料は、その貸出期間内であってもセンター長から返却を指示されたときは、速やかに応じなければならない。
- 4 貸出期間経過後も貸出しを希望する場合は、事前にその資料を持参し、改めて所定の手続きをするものとする。
- 5 利用者は、貸出しを受けた資料を転貸してはならない。
- 6 次の各号の一に該当するとき、貸出中の資料を直ちに返却しなければならない。
 - (1) 教職員及び学生がその身分を有しなくなったとき
 - (2) 教職員が休職及び長期出張等をするとき
 - (3) 学生が休学等をするとき

(一般利用者の利用手続き)

第8条 館外貸出を希望する一般利用者は、「図書館資料貸出利用申請書」(様式1)に必要事項を記入し、利用者カードの交付を受けるものとする。

- 2 利用者カードの取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 利用者カードは、原則として1人1枚の交付とし、利用者カードの有効期限は、当該年度末までとする。
 - (2) 利用者カードは、他人に譲渡又は転貸してはならない。
 - (3) 利用者カードを紛失したときは、速やかに図書館に届けることとし、事情を確認の上、再交付するものとする。

(貸出禁止資料)

第9条 センター長は、貸出禁止資料を指定することができる。

- 2 貸出禁止資料について必要な事項は別に定める。

(相互利用)

第10条 学生及び教職員等が、教育研究又は学習のため必要とする場合は、図書館を通じて他の大学図書館等が所蔵する資料の閲覧、複写又は借受等を依頼することができる。

- 2 他の大学図書館等から図書館の所蔵する資料の利用依頼があったときは、本校の教育研究に支障のない限り、本規則に従い当該図書館等への資料の利用を認めることができる。

(文献複写)

第11条 利用者は、図書館に文献の複写を依頼することができる。

- 2 文献複写について必要な事項は、別に定める。

(弁償責任)

第12条 閲覧中又は貸出し中の資料を紛失又は汚損した者は、直ちにセンター長に届け出て、センター長の指示に従い弁償等を行わなければならない。

(身分証明書等の提示)

第13条 図書館の利用者は、職員から請求があったときは、身分証明書、学生証又はこれにかわるものを提示しなければならない。

(遵守事項)

第14条 図書館の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を守ること。
- (2) 切り抜き及び書き込み等の行為はしないこと。
- (3) 飲食等をしないこと。
- (4) 職員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第15条 センター長は、この規則に違反した利用者に対し、図書館の利用を制限又は一定期間その利用を停止することができる。

2 センター長は、学生の試験期間等で図書館が混雑する場合、一般利用者に対し、図書館の利用を制限することがある。

(個人情報の漏えい防止)

第16条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報（公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（機構規則第65号第40条）の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(その他)

第17条 資料を利用者の閲覧に供するため、資料の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。